

南風原町 人権擁護委員 仲村博幸さんの多年にわたる人権擁護委員としての活躍について、法務大臣より7月1日付けで感謝状が贈られました。仲村さんは「人権擁護委員の活動をとおして、人と人との繋がりができ、楽しながら活動を続けることができました。人との関わりが好きな人、自分を高める意識のある人に人権擁護委員を薦めたいです。コロナで色々な弊害が出ているが、子どもたちがのびのび過ごせる社会になって欲しいと願っています」赤嶺町長は「地域のためにPTAや人権擁護委員など幅広く活動してくれたことに感謝致します。これからは、自分や家族のために時間を使い、ゆっくり過ごしてください」とコメントをしてくれました。



写真右 仲村さん

南風原町中央公民館の前館長 大城敏雄さんの長年にわたる公民館職員としての活動について、全国公民館連合より表彰状が贈られました。大城さんは、15年11か月公民館へ勤務、協働の地域づくりに多大なる貢献を果たした一人です。大城さんは「中央公民館での経験を活かし、これからも地域づくりに貢献できるよう努めたいです」赤嶺町長は「長年の中央公民館を拠点とした生涯学習の推進、協働の地域づくりへの尽力に心から感謝申し上げます。これからも、地域づくりへのお力添えを宜しくお願いします」とコメントをしてくれました。



写真中央 大城さん

パブリックコメント(意見募集)のおしらせ

都市計画マスターplanの改定にあたり、見直し案を作成いたしました。案をより良い内容にするために、皆さまからの意見を募集いたします。



都市計画マスターplanとは

私たちが住んでいる南風原町を、どのようにまちにしていくのか道しるべとなる計画です。この計画に沿って公園や道路の整備を行っていきます。計画は1999年にスタートし、今年は新たに20年後の計画を立てる年となっています。

都市計画マスターplan(案)閲覧場所

- 南風原町役場 4階 まちづくり振興課
- 各自治会集会所(12箇所)
- 南風原町ホームページ

期間

11月1日(月)~26日(金) ※17時必着

【問】まちづくり振興課 ☎889-4412

受付

郵送、メール、ファックス、窓口にて受付

①郵送

〒901-1195 南風原町字兼城686番地
南風原町役場 まちづくり振興課

②メール

H8894412@town.haebaru.okinawa.jp

③ファックス

FAX 889-7657

④窓口(平日9:00~17:15)

役場4階 まちづくり振興課

意見書様式

閲覧場所で受け取りまたは町ホームページより
ダウンロード

寄付・寄贈
ありがとうございました

● 南風原町社会福祉協議会へ

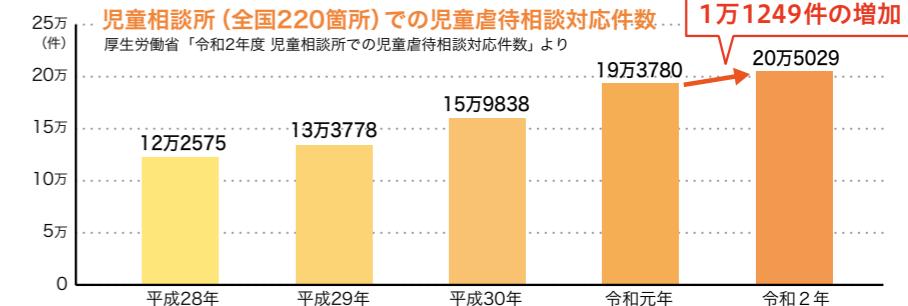
おきなわ米販(株)

代表取締役 末吉俊明様より 包装米飯 720 食



いちはやく 虐待かなと思ったら…189へ電話ください

【問】こども課 ☎889-7028



11月は児童虐待防止推進月間です。みなさまの理解を深めていただくため、令和2年度中の児童虐待についてご紹介いたします。

児童虐待とは、親または親に代わる保護者、養育者、その他子どもに関わる大人が、子どもに対して不適切な扱いをし、子どもの健全な成長や発達を妨げ、心身を傷つける行為をいいます。虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に分けられます。

心理的虐待

- 言葉で脅す、無視する
- 家族へ暴力をふるう姿を見せる
- 他のきょうだいと差別的に扱う

身体的虐待

- 殴る、叩く、蹴る
- やけどを負わせる
- 首を絞める

ネグレクト

- 家に閉じ込める、不潔にする
- 食事を与えない、車内へ放置する
- 病気になんでも放置する

性的虐待

- 性行為を求める、見せる
- 性器を触る、触らせる
- 性的な被写体の対象にする

しつけと体罰のちがい

しつけ: 子どもの人格や才能などを伸ばし、子どもが社会において自律した生活をおくれるようにサポートする

体罰: どんなに軽いものであっても、身体に何らかの苦痛を引き起こしたり、不快感を意図的にもたらす行為

たとえ親がしつけのためだと思っていても、
これらは全て**体罰**です

- 言葉で注意したけど言うことを聞かないで、頬を叩いた
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- 大切な物にいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ※冗談であっても「おまえなんかいらない」など子どもの存在を否定するような言葉を言うことも、子どもの心を傷つけ、子どもの権利を侵害する行為です

体罰は法律で禁止されています

世界では体罰を法律で禁止する動きが広がっています。これは1979年にスウェーデンが世界で初めて取り組みを行い、2021年現在63カ国が体罰を法律で禁止しています。日本は2020年4月に体罰禁止の法律が施行されています。

心理的虐待の相談件数は、去年と比べ1万2207件増加しています。これと同時に、警察からの通告(児童が同居する家庭における配偶者額する暴力、DV事案)も増加しています。

※警察などの通告
令和元年度 9万6473件
令和2年度 10万3619件
(+7146件増)

私たちにできること

人とのつながりを持つ

虐待が発生してしまうケースには、子育ての悩みを保護者だけで抱えこみ、そのストレスが原因となり虐待へ繋がることがあります。保護者だけで悩みを抱え込まないよう、声かけや支援を周囲の人が積極的に行い、子育てを社会全体で支えてあげることが必要です。

189(いちはやく)の活用

虐待を疑うような事例を見かけたときや、子育ての悩みがある場合は、積極的に児童相談所虐待相談ダイヤル189(いちはやく)を活用しましょう。あなたの通報や、相談が大切な命を救うことになります。

子育て相談ができます

町内では子育てに関する相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

子育て支援センター

保護者がより楽しく子育てができるような情報提供や育児相談の実施、親子が自由に遊べる場所の提供

子育てサロン

講話やベビーマッサージなどの講習により、保護者と子どもが楽しく暮らせるイベントを実施

発達相談

ことばの発達や理解、行動などに心配のある未就学児について、心理士や言語聴覚士と相談ができます

障がい児通所系サービス

障がい(発達・身体・知的・精神・難病)があり、支援を必要としている児童について相談ができます